資料１

**同和問題をめぐる状況と大阪府の取組み**

**１　同和問題をめぐる状況**

昭和44（1969）年7月に同和対策事業特別措置法が施行されてから法が失効する平成14（2002） 年3月末までの33年間にわたり実施した同和対策事業により、かつての同和地区の劣悪な状況は大きく改善。

特別対策終了後は、広く行政上の課題を有する人を対象とする一般施策により、同和問題の解決に向けた

取組みを実施。

平成28（2016）年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行。

この法律では、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況の変

化が生じていることが明記され、地方公共団体の責務として相談体制の充実、教育及び啓発、国が実施する実

態調査への協力を規定。

**２　大阪府の取組み（「人権相談」、「人材養成」、「人権啓発」を三位一体ととらえて事業展開）**

（１）人権相談体制の整備

多様な人権課題に対応する「大阪府人権総合窓口」を運営するとともに、身近な市町村において実施さ

れる相談事業を支援するため、総合相談事業交付金を交付。

また、市町村の相談事業に対する助言･支援のほか、人権相談員の養成を目的に人権総合講座を開

（２）人権啓発

府民一人ひとりが人権の意義や価値についての 理解を深め、すべての人の人権を尊重する態度や行動を

身につけることができるよう、人権啓発誌「ゆまにてなにわ」などを通じて啓発するとともに、市町村が実施する

人権啓発事業を支援。

また、結婚差別や就職差別等の差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査を規制

すること等を目的に制定した「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を周知･啓発

**３　本日の審議内容（主に審議いただきたい論点）**

本日の審議会では、現状の人権相談や人権啓発の取組みについて、どのような工夫・改善が求められているか

といった点を中心にご審議いただきたい。

【人権相談】

・国及び市町村においてそれぞれ人権相談窓口が設置されているもと、大阪府が果たすべき役割について

　【人権啓発】

・国の人権啓発活動地方委託費が削られるなど、限られた予算の中、効果的に啓発を行うための有効な

手法について